

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書

1. 事業者（法人）概要

事業者名称	医療法人 グッドライフグループ
電話番号	011-663-1110
主たる事務所の所在地	〒063-0062 北海道札幌市西区西町南 12 丁目 1-38 三本菅ビル 2 階
理事長名	野呂 昇平

2. 事業所概要

事業所の名称	グッドライフクリニック 西町南		
指定事業所番号	0110419736	指定事業の種別	保険医療機関
所在地	〒063-0062 北海道札幌市西区西町南 12 丁目 1-38 三本菅ビル 2 階		
責任者	野呂 昇平		
電話番号	011-663-1110		
サービス提供地域	札幌市西区全域、手稲区、北区、中央区、石狩市花川および樽川		

3. 診療日及び診療時間

【診療日】月曜日から木曜日、土曜日 【診療時間】 11時～13時

4. サービス内容

【医師による居宅療養管理指導とは】

担当の医師が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して行う計画的・継続的な医学管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者及び居宅サービスを提供するその他の事業者に対して、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点・介護方法等についての指導及び助言を行います。

5. 費用（居宅療養管理指導費）について

介護保険の自己負担割合によって費用が異なります。なお、居宅療養管理指導費は介護保険サービスの利用限度額（区分支給限度基準額）には含まれません。

【居宅療養管理指導料】 ※介入は月2回を限度とします。

居宅療養管理指導費（Ⅰ）※（Ⅱ）以外の場合に算定

介護保険負担割合	1割負担	2割負担	算定単位
単一建物居住者1人	515円	1,030円	1回につき
単一建物居住者2～9人	487円	974円	1回につき
単一建物居住者10人以上	446円	892円	1回につき

（令和6年6月改定）

居宅療養管理指導費（Ⅱ）※在宅時医学総合管理料等を請求する場合

介護保険負担割合	1割負担	2割負担	算定単位
単一建物居住者1人	299円	598円	1回につき
単一建物居住者2～9人	287円	574円	1回につき
単一建物居住者10人以上	260円	520円	1回につき

（令和6年6月改定）

6. 支払方法

居宅療養管理指導費（介護保険）の個人負担額のお支払いについては、月単位でのご請求となります。契約時に口座振替依頼書を記載していただき、登録いただいた口座より毎月26日前後に引き落としさせていただきます。

7. 苦情処理

居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう、必要な措置を講じます。

8. 秘密保持

当クリニックでは、サービスを提供する上で知り得たご利用者及び、そのご家族に関する個人情報を正当な理由なく、第三者に開示、漏洩はいたしません。

但し、居宅介護支援事業所等との事業者間での連携が必要な場合、また業務上必要な場合を除きます。この場合個人情報の使用は、必要最低限とし、使用にあたっては、関係者以外に漏れないように注意を払います。

.....
契約締結日 年 月 日

私は、居宅療養管理指導契約書および重要事項説明書により、事業者から居宅療養管理指導についての重要事項の説明を受け、その内容に同意します。

ご利用者署名欄

住所 _____

氏名 _____ (印)

(代筆の場合)

住所 _____

氏名 _____ (印)

[事業者]
住所 北海道札幌市西区西町南 12 丁目 1-38
三本菅ビル 2 階
医療法人 グッドライフグループ
理事長 野呂 昇平